矢板市週休２日制工事試行要領

（趣旨）

第１条　この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、受注者の職場環境の改善の取組として実施する週休２日制工事の試行に関する事項を定めるものである。

（対象工事）

第２条　週休２日制工事の対象とする工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を除く全ての土木工事とする。

⑴　工期が１箇月未満の工事

⑵　緊急対応が必要な工事や社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

⑶　設計金額が２００万円以下の工事

（週休２日制工事）

第３条　「週休２日」とは、次項に定める対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態とする。

２　対象期間は、現場着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間を除く。

⑴　１２月２９日から１月３日までの期間

⑵　夏季休暇３日間

⑶　工場製作のみを実施している期間

⑷　工事全体を一時中止している期間

⑸　前各号に掲げるもののほか、発注者があらかじめ対象外とする期間

３　「現場閉所」とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。

４　現場閉所の評価は、次の各号の定めによるものとする。なお、降雨や降雪等の自然的な事象により計画外の現場閉所とする場合、現場閉所する日の前日までに監督員へ報告したときは、現場閉所日数に含めることができるものとする。

⑴　完全週休２日

対象期間において、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号（以下、「祝日に関する法律」という。））に規定する休日を現場閉所した場合とする。

⑵　月単位週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、２８．５％以上を達成しているものとみなす。

⑶　通期の週休２日

対象期間において、現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（発注方式）

第４条　発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。

⑴　発注者指定型

競争入札に付す工事のうち、発注者が週休２日に取り組むことを指定する方

式とする。

⑵　受注者希望型

発注者指定型を除く全ての工事で、受注者が契約締結後工事着手日（工期の始期日）までに発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議し、発注者が認めた上で取り組む方式とする。

（受注者希望型の協議）

第５条　受注者は、週休２日制工事を実施するときは、工事着手日（工期の始期日）の２日前までに、工事打合せ簿等により、計画する現場閉所の状態を示した上で、発注者に協議しなければならない。

２　発注者は、前項の協議に対し、その諾否を工事着手日（工期の始期日）の前日までに通知するものとする。

３　協議承諾された計画の現場閉所の状態は、受注者の責めによらない場合を除き、変更は認めないものとする。

（週休２日制工事の実施）

第６条　受注者は、週休２日制工事を実施するに当たり、現場着手日までに提出する施工計画書において、休日取得計画書及び実施書等（現場閉所の計画及び履行実績並びに現場閉所率の実績の記載があるもの）を添付し、現場閉所の計画を監督員に報告しなければならない。

２　受注者は、現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所の日までに監督員へ報告しなければならない。

（履行実績の確認）

第７条　受注者は、休日取得計画書及び実施書等を工事履行報告書に添付し、月ごとの履行状況を監督員へ報告しなければならない。また、対象期間の履行実績に

ついて記載した休日取得計画書及び実施書等を工事完了日までに提出しなければならない。

（発注者の配慮）

第８条　発注者は、受注者が円滑に週休２日制工事を実施できるように次の事項に配慮するものとする。

⑴　週休２日制工事の妨げになるような指示等は行わない。

⑵　受注者からの協議等には速やかに対応する。

⑶　適切な工期の設定に努めるものとする。なお、受注者の責めによらない次に示すような場合により工期の変更が必要なときは、書面による受注者と発注者との協議により、適切な工期の変更を行うものとする。

ア　工程上の条件に変更が生じた場合

イ　著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ　その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

（経費の補正）

第９条　週休２日制工事における現場閉所又は休日取得の履行実績に応じた経費の補正は行わない。

（発注者指定型による発注手続）

第１０条　週休２日制工事の対象である工事を発注する場合は、発注者は、週休２日制工事の対象であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

（その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

この要領は、令和６年１１月１日から施行する。

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

この要領は、令和９年１月１日から施行する。